

事務連絡
令和元年9月19日

教職員 各位

工学部等事務部経理課

用度第一係長 中村説男

用度第二係長 吉野啓子

令和元年10月からの消費税増税に伴う契約関係書類の取扱いについて（通知）

標記の件について、令和元年8月30日付け財務部調達課企画係及び令和元年9月11日付け財務部経理課支出係より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、具体的な取扱いについては、別紙のとおりとさせていただきますので、十分ご理解のうえ、事務手続に遺漏がないようご協力方よろしく願いいたします。

なお、不明な点については、下記まで随時お問い合わせください。

【参考】

・九州大学財務部調達課通知

https://share.iii.kyushu-u.ac.jp/public/gbxgQAPIfE_Ajo4BXC5t4bgojsiGtX0jvtX3IrNmowTt

・九州大学財務部経理課通知

https://share.iii.kyushu-u.ac.jp/public/1b98QA-Igs_AYZ4B2K9tm4Eo3EyFAWblGFdvhM2MD5uY

・変更見積書（記載例）

https://share.iii.kyushu-u.ac.jp/public/abeoQAWIqY_AMzgB2N5ty8tDjhagVUG3tpEqJk6wO4f5

担当：工学部経理課用度第一係、用度第二係

連絡先：用度第一係

(2717,2718,3878,3879)

用度第二係

(2402,2403,3876)

別紙

1. 消費税率適用の原則的な取扱いについて

令和元年10月1日以降に資産の譲渡等（納品等及び給付完了確認）が行われる契約については、経過措置及び軽減税率が適用されるものを除き、原則10%の消費税率が適用されることとなります。（契約時において消費税率8%で契約している場合であっても、10月1日以降に資産の譲渡等が行われる場合には、消費税率10%が適用されます。）

資産の譲渡等の時期を確認するために重要となりますので、取引業者が提出した納品書等に日付が記載されていない場合は、必ず、取引業者に日付を記載するよう依頼してください。

なお、取引業者が出荷基準により収益を認識している場合で、令和元年9月30日以前に出荷されたものを、本学で10月1日以降に給付完了確認した場合は、消費税率8%が適用されます。

2. 予算管理者（教員）に係る発注限度額について

資産の譲渡等の時期が令和元年10月1日以降となる物品等に係る予算管理者（教員）が行う発注限度額については、一契約150万円（消費税率10%適用）未満となりますのでご留意ください。

3. 契約時と資産の譲渡等の時期との間で消費税率が異なる場合の取扱い

見積書と納品書及び請求書との間で消費税率が異なる場合には、「変更見積書」を徴取いただきますようお願いいたします。変更見積書の日付については、納品書の日付以前でお願いいたします。

ただし、見積書に「※10月1日以降に納品された場合は、消費税率が10%になります。」のように、消費税の変動表記がなされている場合は、変更見積書の徴取は不要です。

なお、役務に関する請負契約については、役務履行通知書を徴取していただくこととしておりますが、役務履行通知書には金額の表示がないため、くれぐれも正しい金額を確認してください。

4. 購入依頼書・立替払請求書作成時の注意事項

購入依頼書等の作成に当たっては、納品書や請求書・領収証等を確認したうえで、正しい金額及び消費税率（税区分）を入力・選択してください。

なお、「税区分」については、

(a)消費税率8%が適用される場合（軽減税率適用時を除く。）は「課税08%仕入税込切捨」を、

(b)軽減税率8%が適用される場合は「（軽減）課税08%仕入税込切捨」を、

(c)消費税率10%が適用される場合は「課税10%仕入税込切捨」を

それぞれ選択してください。

※「対象外または不課税」及び「非課税仕入」については従来どおりです。